

児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究事業 モデル児童館の選定の考え方等について【平成28年3月30日】

1. 目的

- 昭和60年に国が設置した「こどもの城」（平成27年3月末に完全閉館）は、これまで、先駆的な遊びのプログラム（約500種類）を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところです。
- こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置して、関係団体や地域の児童館等の協力を得て、その機能を継承することとしました。
- 「遊びのプログラム等に関する専門委員会」においては、時代の要請に対応した障害児や配慮を必要とする子どもを含めた新たなプログラムの開発などを検討することとしていますが、特に、発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館のモデル指定を行い、遊びのプログラムの改訂、開発に向けた検討を行うこととします。
- 平成28年度における本調査研究事業では、児童館においてモデル的にプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資するための調査研究事業を実施するものです。

2. モデル児童館の選定の考え方等について

(1) 対 象

児童福祉法第40条に基づく児童館を設置又は運営する主体（都道府県、市町村（特別区を含む。）及び社会福祉法人等）とします。ただし、児童館を運営して5年に満たない社会福祉法人等を除きます。

(2) 選定の考え方

- ① こどもの城が開発してきた健全育成のための活動プログラムの各カテゴリー別7分類とその他の分類を勘案しつつ、児童館種別（大型児童館、児童センター、小型児童館他）や所在地の人口規模、地域バランス等を考慮して、それぞれ2～3か所程度（合計20か所程度）を選定し、1児童館当たり事業費は、2,000千円（予定）を上限とします。

【健全育成のための活動プログラム】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/katsudou_program/index.html

（カテゴリー：①運動遊び、②造形遊び、③音楽遊び、④映像・科学遊び、⑤児童文化・ゲーム遊び、⑥交流・仲間づくり、⑦親子遊び・子育て支援、⑧その他）

- ② 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が主体となって展開する活動プログラムの他に、例えば、障害児支援団体、母親クラブ、子ども会、子育て支援団体やスポーツ団体などと連携・協力して、活動プログラムを実践している児童館なども対象とします。
- ③ 活動プログラムの実施に当たっては、7分類に必ずしもとらわれることなく、地域における子どもを取り巻く今日的課題に適切に対応していくことや、各分類を越えて健全育成に資する活動プログラムなどを展開していくことも重要な観点であり、
- ア 発達障害など子どもの特性を踏まえつつ、障害のあるなしにかかわらず共に成長していく取組を推進する活動プログラム
 - イ 虐待を受けた子どもや養育が困難な家庭で育った子どもの育ちを支援する活動プログラム
 - ウ 企画の段階から子どもの視点や意見を取り入れて、子どもの参画に主体を置いた活動プログラム
 - エ 子どもの防災意識を高め、自分の身は自分で守る感覚を養う活動プログラム
 - オ 子どもが非日常的な体験を通じて社会性を身につけられる活動プログラム
 - カ 子どもの創造性や発想を豊かにする活動プログラム
 - キ 地域の文化、伝統芸能などの特性を活かした活動プログラム

2. モデル児童館の選定の考え方等について(続き)

- ク 地域の特色の中でその地域ならではの児童館の機能を生かしている活動プログラム
 - ケ 中・高校生を対象にした学習支援、居場所づくりを行う活動プログラム
 - コ 中高生世代の自立を援助する活動プログラム
 - サ 高齢者等との世代間交流の促進を図る活動プログラム
 - シ 妊産婦を対象として、子育てが楽しいと実感できる活動プログラム
 - ス 赤ちゃんとの関わりを通して生命の大切さを学ぶ活動プログラム
 - セ 父親も参加して一緒に楽しめる活動プログラム
 - ソ 国籍が違う子どもや保護者と交流することで、異文化コミュニケーションを実践する活動プログラム
- 等に着目して実施するものを優先的に選定することとします。

(※) 専門委員会は、委員をモデル児童館に派遣する等プログラムの実施をサポートします。

3. モデル児童館における主な事業内容

(1) モデル児童館の推進体制

- ① 効果的にプログラムを実践するために、児童館職員、プログラムアドバイザー及び地域の有識者などで構成される企画・実行委員会を設置します。
- ② 企画・実行委員会は、プログラムの実施前に、プログラムの具体的な実施方法、実施体制及び実施時期などについての検討を行い、その検討に際しては、専門委員会の意見や子どもの視点・意見を取り入れて行います。

(2) モデル児童館の実践内容

- ① 事前打ち合わせ
児童館職員、プログラムアドバイザー及び地域の有識者などをメンバーとしてプログラムを効果的、効率的に実践するために、2回程度事前打ち合わせを行います。
- ② プログラムの実施
プログラムは、月1回程度、概ね7回程度実施します。

3. モデル児童館における主な事業内容（続き）

③ 記録の作成

プログラムの実施に当たって、本調査研究事業の成果として記録し、可視化を図るため、プログラムの実施までの検討経過や実施内容、参加者の声、プログラムアドバイザーや地域の有識者の評価、児童館職員の効果分析などを編集したDVDを作成することとし、その作成に当たっては、委託することもできます。

なお、これにより難しい場合には、デジタルカメラ等により撮影した写真や映像をパワーポイントに取り込んだプレゼン用の記録資料の作成でも差し支えありません。

④ 参加者アンケートの作成、実施、回収、集計・集約等

ア プログラムの実施後に、参加して良かった点やプログラムの参加前後で変化した点、プログラムで改善した方がよい点等を盛り込んだ参加者アンケートを実施します。

イ 対象者は、プログラムに参加した子ども、保護者及び地域住民等とします。

⑤ その他

近隣等にある児童館にプログラムの実施内容等を伝え、情報共有を図るとともに、参加者の募集等の協力要請を行うことができます。

(3) 実践内容等の報告

企画・実行委員会において、プログラムの実施内容や参加者アンケートの集計結果、プログラムの実施による参加者や地域、児童館の運営自体に与えた影響とその効果を分析、検証し、今後の改善点や課題などをまとめた報告書を作成します。

報告書の作成に当たっては、実践したプログラムが子どもの成長発達段階においてどのような効果をもたらすのかなどの観点も取り入れるようにします。

(4) その他

プログラムの実施に当たっては、専門委員会と連携を図りながら行うものとします。